

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和4年（2022年）3月9日

人 吉 市

目次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	- 2-
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	- 7-
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	-20-
第 3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	-25-
第 4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	-26-
第 5	その他	-37-

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

本市は、熊本県の南西部、人吉盆地の西南に位置し、東は球磨郡錦町及び相良村、西は球磨郡球磨村、南は鹿児島県及び宮崎県、北は球磨郡山江村及び相良村とそれぞれ境を接し、市の中央部を東西に球磨川が流れています。

現在までに、農業生産基盤の確立のため各種土地基盤整備事業が既に実施され、整備可能田における基盤整備率はほぼ100%になっており、ほ場・道路・用排水路等の改良に伴い耕地の効率的な利用が図られています。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めます。

1 現状と課題

本市の農業構造については、水稻を中心とし、イチゴなどの施設園芸、畜産、露地野菜、葉タバコ、果樹などとの複合経営が大部分となっています。

2020年農林業センサスの結果、本市の令和2年の農家総数は885戸で5年前に比べて226戸減少しました。販売農家数530戸のうち主業農家は98戸で、率にして18.49%となっています。販売農家の年齢別農業就業人口は636人で、うち65歳以上が452人、率にして71.07%となっており、農業従事者の高齢化と担い手の減少が深刻化しています。また、耕地面積は年々減少するとともに、土地持ち非農家の耕作放棄地面積が増加するなど、担い手の構造と農業生産基盤の脆弱化が進んでいます。

こうした中、中核的担い手である認定農業者においても、近年、収益が低迷しており、所得向上に向けた支援が必要となっています。

また、地域営農組織の育成・確保も未だ不十分であり、農地中間管理事業を活用し、人・農地プランの話し合いを行いながら農地の集積・集約化を進め、地域営農組織の設立や法人化へ向けた支援等の対応も必要となっています。さらには、近年、企業の農業参入も出てきており、こうした動きへの対応も必要となっています。

新規就農者は、親元就農者（新規学卒者及びUターン就農者）が減少傾向にある一方で、他産業からの新規参入者が増加傾向にあるなど就農ルートに変化が見られ、就農の形態も多様化しています。

農業者の減少・高齢化が今後、一層見込まれる中、本市農業を維持・発展させていくためには、新規就農者の安定的な確保・育成と併せて、地域の経営資源と優れた農業技術を次世代に引き継いでいくことが重要です。また、新規学卒やUターンの親元就農、新規参入、雇用就農など、それぞれの就農形態に応じて就農相談から定着まで、地域一体となったきめ細やかな就農支援に取り組むとともに、高い定着率の維持を図る必要があります。

さらに、農地集積・集約を促進するとともに農地整備を進め、水田の有効活用のみならず、畑や樹園地においても生産基盤の強化を図り、農地の適切な利用を図っていく必要があります。

また、県が「2050年熊本県内CO₂排出実質ゼロ」を目指すことを宣言しており、本市も農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」への対応も進める必要があります。

2 基本的方向

このような地域の現状と課題に対応し、本市農業の持続的な発展や活性化などを図るためには、農地の大区画化・農業水利施設の長寿命化などの基盤整備の推進や、新しい技術や生産方式などを積極的に取り入れ、生産・流通の変革を進めるとともに、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が本市農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要となっています。

このため、他産業の所得や労働時間、さらには現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、効率的かつ安定的な農業経営の目標を例示するとともに、その目標に向かって農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積、資本装備の高度化、経営管理の合理化、就業環境の改善など、農業経営基盤の強化を促進するための施策を集中して実施します。

また、SDGsに沿った取り組みも通じて、持続可能な農業・農村の実現を図ります。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

具体的な経営の指標は、他産業の所得や労働時間、さらには地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において、労働時間が従事者1人当たり年間2,000時間程度の水準を達成し、農業所得が主たる農業従事者1人当たり概ね360万円以上（個別経営体で家族経営の場合、1経営体当たり概ね720万円以上）を確保することができるような経営体を育成するとともに、これらの農業経営が、本市農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とします。

(2) 目標を達成するための施策の方向

ア 効果的かつ安定的な農業経営の育成

人吉市担い手育成総合支援協議会（以下「市担い手協議会」という。）の構成団体と連携を図るとともに、意欲ある農業者の認定農業者への誘導を図ります。また、農業経営における収益配分及び期間満了の認定農業者の着実な再認定の推進のため、経営改善計画の実践結果の点検を行うとともに、経営改善計画策定に対する支援を行います。

農業生産の重要な担い手である女性農業者については、経営改善計画の共同申請による女性認定農業者の拡大を図るとともに、家族経営協定の普及に努め、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかけるなど、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進します。

認定農業者に対しては、経営改善計画の達成に向けて、経営相談や専門家による経営診断の実施を行い、併せて経営規模の拡大や農業経営の高度化、多角化などを図るための情報提供、各種補助事業や制度資金、農業経営基盤強化促進事業を活用した農地の集積などによる支援のほか、長期経営計画の作成や規模拡大、雇用型経営を見据えた雇用管理能力の向上等を支援します。

農業法人については、経営形態や経営規模に応じた農地の集積や資本装備の高度化、雇用確保円滑化のための就労環境整備など経営基盤の強化を図るとともに、親族のほか従業員など第三者を含めた次世代の経営を担う人材の育成を支援します。

また、くまもと農業経営相談所をフル活用し、認定農業者や農業法人等の経営診断を行うとともに、経営改善や法人化を支援するため、専門家を中心とする支援チームを派遣し、経営マネジメントを磨き次世代の人材育成、経営規模拡大、多角化などを見据えた戦略的な農業経営を行う担い手を育成します。

なお、経営形態に関わらず、農業経営の基盤となる農地や施設、優れた技術を確実に次世代に引き継ぐため、経営継承の啓発及び推進を図ります。

加えて、意欲ある農業者を対象に「くまもと農業アカデミー」や「くまもと農業経営塾」等への参加を促進し、くまもと農業を担うトップリーダーの育成に寄与するとともに、地域農業の維持、発展をけん引する人材の育成に寄与していきます。

企業などの農業参入については、新たな担い手の確保対策と耕作放棄地の解消、地元雇用による地域活性化の一環として位置づけ、参入する地域の農業者などの営農活動に十分配慮しながら、相談から定着までの総合的な支援を行います。

イ 地域営農組織の育成並びに法人化支援等

地域営農組織の育成については、組織化が遅れている地域において、球磨地域農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）と連携を図り、地域の合意形成を基本に、農作業受託組織なども包含して、地域営農組織の育成を推進します。

また、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）やその他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていきます。

なお、既存の機械共同利用組織については、単なる機械の共同利用組織から地域営農組織へ発展させ、既存の地域営農組織とともに、リーダー研修会等により経営感覚に優れた経営者を育成し、さらに農地の面的利用や農業機械の整理・合理化を行い、生産コストの削減を図ります。また、農作業受託による経営規模拡大や農産物加工などの新部門導入による経営の多角化を支援し、組織の経営力強化を図るとともに、熟度の高い組織を対象に、地域の実態に応じた法人化を推進します。

農業経営の法人化に当たっては、担い手が不足している地域を中心に、農地を守り地域の農業を支える地域営農組織の設立を促進するため、営農ビジョンづくりと合意形成を支援します。組織設立を目指す地区や法人化を進める地域営農組織に対し、くまもと農業経営相談所から支援チームを派遣し、経営診断などの助言指導を行い、地域営農組織の設立や法人化を支援します。

また、経営基盤を強化するため、組織の再編や統合によりスケールメリットを活かせる経営規模への拡大や、年間を通じた仕事の創出や農地の有効利用のため、収益性の高い新規作物の導入等を支援します。小規模な地域営農組織については、6次産業化などを含めた経営の多角化や組織の再編・統合の取り組みを支援します。

さらに、取りまとめ役となるリーダーを育成するセミナー等への参加を促進し、持続的な経営を支えるため、事業戦略や労務などのノウハウ習得を支援し、組織をマネジメントできる人材の育成に寄与していきます。

企業などの農業参入については、新たな担い手の確保対策や地域活性化の一環として位置づけ、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び市担い手協議会等の関係機関、関係団体と連携・協力して、参入する地域や農業者などの営農活動に十分配慮しながら、相談から定着までの総合的な支援を行います。

ウ 農地の効率的な利用の促進

農地の効率的な利用の促進と農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、施設型農業については、農産物の高品質化・安全・安定多収入、省力化・低コスト生産のための先進的生産技術の導入、作業環境の改善、ピーク時期の作業の外部化などにより、労働時間の短縮、労働強度の軽減など、就業条件の改善を進めるとともに、経営の管理の合理化や雇用労働力をめぐる問題などへの適切な対応を行います。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、熊本県南広域本部球磨地域振興局農林部農業普及・振興課（以下「県農業普及・振興課」という。）や農業協同組合と連携を図るとともに、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進します。

土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員や農地利用最適化推進委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握のもとに両者を適切に結びつけて利用権設定等を進めます。

これらの農地の流動化に関しては、県下で実施され効果的な実績を上げているモデル集落を集团的土地利用の優良な事例としつつ、このような土地利用調整をとりわけ本市の平坦地域を中心に展開していくことにより集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努めます。

効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進します。

地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規程による農業経営改善計画の認定を受けた農業者または組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、地域営農の組織化・法人化など、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行います。特に認定農業者等の担い手不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした地域営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行います。

法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図るものとします。

さらに、担い手に集積すべき農地面積の目標を設定し、農地の有効利用を促進し、土地利用型農業などの効率的展開を図ります。

特に、米、麦、大豆の生産性向上を図るため、営農類型により経営の方向性を示し、経営規模の拡大を推進するとともに、地域における合意形成を基本とした農地の面的集積を推進し、経営体や作物ごとに集団化を図ります。

また、施設園芸や果樹についても、足腰の強い産地づくりを図るため、作物ごとの集団化を進め、さらに果樹においては園地の面的集積も進めます。

農地の利用集積を円滑に推進するため、農地の大区画化などの基盤整備を進めるとともに、公益財団法人熊本県農業公社との連携強化を図り、農地中間管理事業などを活用し、利用権の設定や所有権の移転を促進します。

また、農地を「売りたい」「貸したい」という情報等をデータベース化し、農

地の円滑な集積に有効な農地情報図（GIS）の利活用などを推進します。

エ 時代の変化に対応した「稼げる農業」の更なる加速化

農業所得の確保と最大化のために、これまで取り組んできた「稼げる農業」に向けた取り組みをさらに加速化させます。具体的には、農業所得（ P （価格） \times Q （生産量） $- C$ （コスト））の最大化に向け、これまでの農地集積や生産・集出荷施設の再編等の取り組みを加速化させた上で、限られた労働力の中で、品質・収量の向上及び生産性の高い農業経営の確立に向け、ロボット技術やICT技術等の新技術を最大限に活用できるように、現場の実態に応じたスマート農業を積極的に推進します。また、担い手への農地集積・集約化や高収益作物の導入・定着化、農地の大区画化、汎用化、畑地化・高機能化を推進します。

農業生産の礎である農業水利施設の老朽化対策が課題となっている中、排水機場などの基幹的農業水利施設の更新を計画的に行い、施設の長寿命化を図るための戦略的な保全管理への取り組みに加え、農業者を支える団体等の体制や活動の強化等を支援します。

さらに、多様化する国内外の消費ニーズを的確に捉え、生産部門と連携した供給体制の構築を進めるとともに、本市農産物の販売チャンネルに対応した販売支援と情報発信に組み込み、販路拡大を図ります。また、農産物の販路拡大の一つの手段として輸出の拡大に組み込み、新たなルートの開拓支援や海外展開に向けた環境整備等に取り組めます。

加えて、様々なリスクにさらされている農業の経営安定を図るため、農業保険や品目別の価格安定制度等、農業者それぞれの経営形態に応じた適切なセーフティネットの加入促進を図るとともに、災害等の緊急事態において円滑な事業復旧・継続を可能とするために農業版BCP（事業継続計画書）の作成・活用を推進します。

オ 中山間地域等における持続的な農村づくり

経営の柱となる作物の生産力強化や柱がない地域における新規作物の導入、複合的な収入確保に向けた取組みを進めるとともに、農地や農村社会の維持・継続のための担い手育成に取り組めます。

また、集落（活動組織）が行う農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮に向けた取組みや地域の方々による主体的な“むらづくり活動”等を支援するとともに、土づくりや化学肥料・農薬削減に取り組むグリーン農業や水田涵養の推進など「熊本県地下水と土を育む農業推進条例」に沿った取組みを進めます。

さらに、多彩な地域資源を生かした地域活動や他分野との連携、農業・雇用・生活等の拠点となる「スーパー中山間地域」の創生を通じて、中山間地域全体の地位や活力の向上を進めます。

加えて、地域の実情に応じた「地域ぐるみの鳥獣被害対策」と併せて、ジビエを地域資源として活用する「くまもとジビエ」の利活用を推進します。

（3）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

ア 新規就農者の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本市における新規就農者数は、近年は減少傾向にあり、令和3年2月1日現在における農林水産省の新規参入者調査の結果、平成31年（2019年）2月から令和2年（2020年）1月までの親元就農者、新規参入者、雇用就農者を含む新規就農者は2人となりました。

こうした中、国が掲げる新規就農者の確保・定着目標を踏まえ、本市農業の持

続的な発展に向け、雇用就農者を含む新規就農者を年間5人確保することを目標とします。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

県内の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、本市では農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として225万円程度を目標とします。

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取り組み

今般の新規就農者は、新規学卒だけでなく、他産業に一度従事したUターンや定年帰農、非農家からの新規参入など就農ルートが多様化しており、また、就農形態も独立・自営就農や経営継承のほか、農業法人への雇用就農など様々な態様となっています。また、就農動機や就農年齢が多様化し、就農希望者が目指したい農家像も多岐にわたり、就農希望者のニーズに応じてきめ細やかな対応が必要となっています。

これらを踏まえ、それぞれの就農形態に応じて就農相談から定着まで、地域一体となったきめ細やかな就農支援に取り組むとともに、高い定着率の維持を図っていきます。併せて、中・高校生等の若い世代に農業の魅力を発信し、就農意欲を醸成する取り組みを実施します。

さらに、農地については農業委員会、農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県農業普及・振興課や農業協同組合等の関係機関が連携して地域の中心となる経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導し支援していきます。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

将来、普及可能な革新的な技術の導入、望ましい作業環境やゆとりあるライフスタイルの確立も考慮して、第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標としては、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりです。

(1) 類型設定の基準

① 個別経営体

ア 家族経営

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な家族経営の経営パターンです。

(ア) 自家労力 1経営体当たり経営者を含めて従事者2～3人

(イ) 雇用労働力 ゆとりある経営を実現するために雇用を積極的に導入

イ 法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体の次のステップとして規模拡大や経営の高度化による法人化の経営パターンです。

② 協業経営体

複数の世帯が共同で出資し、生産から生産物の販売、収支決算、収益の配分に至るまでの経営を協業で行うモデル的な経営パターンです。

なお、組織運営体制が整った組織については、法人化や大規模法人化の経営を目指すこととします。

(2) モデル経営類型

1 個別経営体

① 家族経営

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の 方 法	農業従事 の態様等
水稻 (主食 用米、 飼料用 米等) + 麦 + 大豆 (+ 受 託)	経営面積 田 1,440a 水稻 900a 麦 1,080a 大豆 540a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による作業の省力化 ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 	田植機 (5条:1台) 自脱型コンバイン (5条:1台) 麦・大豆播種機 (1台) 乗用管理ビークル (1台) 動力噴霧機 (1台) トラクター (2台) 堆肥散布機 (1台) 大豆コンバイン (生産組織) 育苗ハウス (500㎡)	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の 方 法	農業従事 の態様等
葉たば こ + 水稻	経営面積 田 306a 葉たばこ 216a 水稻 90a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化体系による大規模経営 ・高架型作業機による作業の効率化 ・わき芽抑制剤の適正使用 	堆肥散布機 (1台) 成畦被覆機 (1台) 高架型作業機 (1台) 乾燥施設	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険

	飼料用稲 216a	<ul style="list-style-type: none"> ・共同受委託乾燥施設利用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) 	(共同) トラクター (1台)	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の体質強化のため自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保
--	--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------	----------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
ニンジン(冬・春)+ 水稲	経営面積 畑 405a 田 135a 冬ニンジン 405a 春ニンジン 405a 水稲 135a	<ul style="list-style-type: none"> ・トンネル栽培 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) ・農業共同選果場の利用 	トラクター (1台) 動力噴霧機 (1台) 播種機 (1台) 収穫機 (1台) 洗浄機 (1台) サブソイラー (1台) フロントローダー (1台)	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のため自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保

経営 類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の 方 法	農業従事 の態様等
カンシ ヨ十 水稲	経営面積 畑 315a 田 135a カンシヨ 315a 水稲 135a	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチ同時畝立て施肥 ・緑肥の鋤きこみ(ニューオーツ、大麦) ・天地返し ・ウイルスフリー苗 ・青果用中心の推進 	貯蔵庫 育苗ハウス トラクター(1台) 畝立マルチャー(1台) 動力噴霧機(1台) つる切り機(1台) 研磨洗浄機(1台) 選別機(1台)	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保

経営 類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の 方 法	農業従事 の態様等
肉用牛 繁殖	肉用牛繁殖 70頭	<ul style="list-style-type: none"> ・牛房群飼 ・分娩間隔12.5ヶ月 ・供用産次7産 ・ヘルパー利用による休日確保 ・稲WCSコントラクターの利用 ・放牧利用 	畜舎(1,200㎡) 堆肥舎(291㎡) ほ乳ロボット 分娩・発情監視装置(1セット) 作業機械一式	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保

経営 類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の 方 法	農業従事 の態様等
冬春ミニトマト+水稲	経営面積 田 225a 冬春ミニト マト 36a 水稲 189a	<ul style="list-style-type: none"> ・耐病性品種の導入 ・共同選果施設利用 ・水稲の基幹産業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) 	連棟ハウス 内張カーテン 暖房機 (2台) ハウス自動開 閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のため自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保

経営 類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の 方 法	農業従事 の態様等
促成ナス+水稲	経営面積 田 234a 促成ナス 45a 水稲 189a	<ul style="list-style-type: none"> ・耐候性ハウスの導入(一部) ・購入苗の利用 ・水稲の基幹産業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) 	連棟強化型パイプハウス 暖房機 (3台) ハウス自動開 閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のため自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ + 水稲	経営面積 田 52a イチゴ 22a 水稲 30a	・ベンチ育苗の導入 ・共同作業(定植、ビニル張り)	連棟ハウス 暖房機 (1台) ハウス自動開閉装置 予冷庫 (1台) 育苗施設 灌水施設	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
冬春キュウリ +夏秋 キュウリ+ 水稲	経営面積 田 225a 冬春キュウリ 45a 夏秋キュウリ 45a 水稲 180a	・共同選果施設の利用 ・購入苗の利用 ・水稲の基幹産業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用)	連棟強化型パイプハウス トラクター (1台) 動力噴霧機 (2台) 灌水施設	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶	経営面積 茶 540a	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用型茶園管理機の利用 ・共販主体の家族経営 ・荒茶加工施設の5戸共同利用 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) 	荒茶加工施設(120K型2ライン) 乗用型摘採機(1台) 乗用型防除機(1台) 乗用型中刈機(5戸共同1台) 防霜施設	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のため自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設キク(電照) + 水稻	経営面積 田 162a キク 54a 年2作 水稻 108a	<ul style="list-style-type: none"> ・需用期出荷2作 ・家族労働2名と雇用労働力の活用(臨時雇用) ・共販(関東出荷中心) ・黄色輪キク、電照栽培 ・直挿し栽培 ・無側枝性品種導入 ・低温開花性品種導入 ・省力防除技術導入 ・日持ち性向上対策品質管理認証の取得 ・水稻の基幹産 	強化型ハウスカーテン装置 ハウス暖房機 灌水施設 電照施設 冷蔵庫 トラクター(1台) 動力噴霧機(1台) 全自動重量選花機 管理機(1台)	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のため自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の雇用の確保

業は営農組織に委託

② 法人経営

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻（主食用米＋飼料用米等）＋ 麦＋大豆（＋受託）	経営面積 田 2,880a 水稻 1,800a 麦 2,250a 大豆 1,080a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による大規模経営 ・ほ場の汎用化と団地化 ・品種の組合せによる作業の分散 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・雇用労働力の活用（常時雇用、臨時雇用） 	田植機（6条）2台 自脱型コンバイン（6条）2台 麦・大豆播種機（2台） 乗用管理ビークル（2台） 動力噴霧機（2台） トラクター（3台） 堆肥散布機（2台） 大豆コンバイン（2台） 機械倉庫、農舎育苗ハウス（1,500㎡）	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のため自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

経営 類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の 方 法	農業従事 の態様等
ニンジン + 水稲	経営面積 畑 630a 田 630a 冬ニンジン 630a 春ニンジン 630a 水稲 630a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による作業の省力化 ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・雇用労働力の活用(常時雇用、臨時雇用) ・選果場整備 	トラクター(1台) 動力噴霧機(1台) 播種機(1台) 収穫機(1台) サブソイラー(1台) フロントローダー(1台)	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

経営 類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の 方 法	農業従事 の態様等
酪農	酪農 経産牛180頭	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーバーン、ミルクパラー、搾乳ロボット導入による省力化 ・コントラクター利用による自給飼料生産 ・TMRセンターの利用、発酵TMR(完全混合飼料)の利用 ・分娩間隔13.5ヶ月 ・経産牛1頭当たり産乳量10,400kg ・雇用労働力の活用(常時雇用) 	フリーバーン牛舎(3,000㎡) ミルクパラー(6頭W又は8頭W) 自給飼料生産機械(一式) 堆肥舎(2,800㎡) 搾乳ロボット(2基) 分娩・発情監視装置(1セット) 作業機械一式	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

経営 類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の 方 法	農業従事 の態様等
養豚	母豚 養豚 270頭	<ul style="list-style-type: none"> ・一貫経営 ・農場H A C C P 認証農場 ・繁殖豚舎(ストール、高床式) ・肥育豚舎(スノコ式、スクレパー利用) ・1頭当たり出荷頭数25頭 ・系統豚利用 ・供用年雌3年(7産) 雄2年 ・雇用労働力の活用(常時雇用) 	繁殖豚舎 (1,600㎡) 肥育豚舎 (2,100㎡) 堆肥舎 (840㎡) 浄化处理施設 (600㎡) 作業機械一式	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

経営 類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の 方 法	農業従事 の態様等
肉用牛 肥育	肉用牛肥育 270頭	<ul style="list-style-type: none"> ・稲W C S、稲わら収穫コントラクター利用 ・肥育期間18ヶ月 ・枝肉重量490kg(枝肉歩留66%) ・A4等級以上枝肉割合60%以上 ・雇用労働力の活用(常時雇用) 	肥育牛舎 (3,000㎡) 堆肥舎 (1,400㎡) 作業機械一式	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛一貫	肉用牛一貫繁殖 90頭	<ul style="list-style-type: none"> ・牛房群飼 ・分娩間隔12.5ヶ月 ・供用産次7産 ・肥育期間18ヶ月 ・離乳56日、去勢4ヶ月 ・稲WCS、稲わら収穫コントラクター利用 ・放牧利用 ・雇用労働力の活用(常時雇用) 	繁殖牛舎(800㎡) 育成牛舎(124㎡) 肥育牛舎(1,200㎡) 堆肥舎(1,000㎡) 分娩・発情監視装置(1セット) 作業機械一式	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のため自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

経営類型	基幹作物別生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ	経営面積 田 54a イチゴ 54a	<ul style="list-style-type: none"> ・自家労働力4名 ・ベンチ育苗の導入 ・共同作業(定植、ビニル張り) ・定植時期の分散 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) 	連棟ハウス 暖房機(3台) ハウス自動開閉装置 予冷库 育苗施設 灌水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のため自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

2 協業経営体

ア 協業経営

経営 類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の 方 法	農業従事 の態様等
茶	経営面積 2,700a 茶	<ul style="list-style-type: none"> ・茶生産から荒茶加工まで、5戸の協業経営 ・高性能の荒茶加工施設の導入 ・乗用型茶園管理機を導入した省力化管理体系 ・法人経営体を志向 	荒茶加工施設 (120K型2ライン) 乗用型摘取機 (5台) 乗用型防除機 (5台) 乗用型中刈機 (1台) 防霜施設	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

イ 法人経営

経営 類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の 方 法	農業従事 の態様等
水稲(主食用米、飼料用米等)+ 麦+大豆(+受託)	経営面積 田 4,320a 水稲 2,700a 麦 3,330a 大豆 1,620a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による作業の省力・低コスト営農 ・品種の組合せによる作期調整 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・専任オペレーター体制 	田植機 (6条)(2台) 自脱型コンバイン (4条)(2台) 麦・大豆播種機 (2台) 乗用管理ビークル (2台) 動力噴霧機 (2台) トラクター (2台) 堆肥散布機 (2台) 大豆コンバイン (1台) 育苗ハウス	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

(1,500㎡)

ウ 大規模法人経営（広域農場）

経営 類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の 方 法	農業従事 の態様等
水稲（ 主食用 米、飼 料用米 等）＋ 麦＋大 豆（＋ 受託）	経営面積 田 90ha 水稲 54ha 麦 70ha 大豆 36ha	・品種の組み合 わせによる作期 分散 ・大型機械化体 系による作業の 効率化 ・ブロックロー テーションによ る作業の効率化 ・水稲の一部直 播(裏作が大麦作 付けの場合)や疎 植栽培の組み合 わせ	トラクター (4台) 田植機 (5台) 乗用管理ビー クル (5台) コンバイン (4台) 播種機 (育苗用)(2台) 麦・大豆播種機 (3台) 堆肥散布機 (3台) レーザーレベ ラー (装置一式) 育苗ハウス (2,000㎡)	・経営の自己 分析能力の 向上 ・青色申告の 実施 ・経営の体質 強化のため の自己資本 の充実	・休日制の 導入 ・労災保険 等への加入 ・社会保険 への加入 ・労働環境 の快適化の ための農作 業環境の改 善 ・雇用労働 力の導入

経営 類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の 方 法	農業従事 の態様等
水稲（ 主食用 米、飼 料用米 等）＋ 麦＋大 豆（＋ 受託） ＋高収 益作物 （たま ねぎ）	経営面積 田 90ha 水稲 54ha 麦 76ha 大豆 36ha たまねぎ 13ha	・品種の組み合 わせによる作期 分散 ・大型機械化体 系による作業の 効率化 ・ブロックロー テーションによ る作業の効率化 ・水稲の一部直 播(裏作が大麦作 付けの場合)や疎	トラクター (4台) 田植機 (5台) 乗用管理ビー クル (5台) コンバイン (4台) 播種機 (育苗用)(2台) 麦・大豆播種機	・経営の自己 分析能力の 向上 ・青色申告の 実施 ・経営の体質 強化のため の自己資本 の充実	・休日制の 導入 ・労災保険 等への加入 ・社会保険 への加入 ・労働環境 の快適化の ための農作 業環境の改 善 ・雇用労働

		植栽培の組み合わせ ・経営力の強化に向けた経営の多角化(露地野菜)の導入	(3台) 堆肥散布機 (3台) レーザーレベラー (装置一式) 育苗ハウス (2,000㎡) 播種機 (1台) 移植機 (2台) 堀取機 (1台) 乾燥機 (2台) 低温庫 (1台) ハーベスター (2台)		力の導入
--	--	-----------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	------

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について、これを示すと次のとおりです。

農業経営の指標

営農類型	経営規模(a)	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲+ 麦+大 豆	経営面積 田 495 水稲 180 麦 315 大豆 315	・機械化一貫体系による作業の省力化 ・無人ヘリによる防除(委託) ・耕畜連携(麦わら・堆肥交換)による土づくり ・ほ場の汎用化と団地化	田植機 (4条)(1台) 自脱型コンバイン (4条)(1台) 麦・大豆播種機 (1台) 動力噴霧機 (1台) トラクター	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本	・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保

		<ul style="list-style-type: none"> ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・自家労働力中心 ・大豆収穫は営農組織に委託 	(1台)	の充実	
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------	-----	--

営農類型	経営規模(a)	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
葉たばこ+水稻	経営面積 田 153 葉たばこ 97 水稻 56	<ul style="list-style-type: none"> ・高架型作業機による作業の効率化 ・わき芽抑制剤の適正使用 ・水稻の基幹産業は営農組織に委託 ・稲わらと堆肥交換(畜産農家が無料で堆肥散布) 	堆肥散布機(1台) 成畦被覆機(1台) 高架型作業機(1台) 乾燥施設一式トラクター(1台)	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保

営農類型	経営規模(a)	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
ニンジン(冬・春)+水稻	経営面積 畑 67 田 67 冬ニンジン 67 春ニンジン 67 水稻 67	<ul style="list-style-type: none"> ・春ニンジンは、マルチ栽培+トンネル栽培 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) ・春ニンジンと水稻、冬ニンジンの輪作体系 	トラクター(1台) マルチャー(1台) 掘り取り機(1台) 収穫機(1台) 田植機(4条)(1台) 自脱型コンバイン(4条)(1台) 動力噴霧機	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保

			(ブームスプレ イヤーも検討)		
--	--	--	--------------------	--	--

営農 類型	経営規模(a)	生産方式	資本装備	経営管理の 方 法	農業従事 の態様等
かんし よ	経営面積 畑 126 かんしよ 126	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチ同時畝 立て施肥 ・緑肥の鋤きこ み(ニューオー ツ、大麦) ・ウイルスフリ ー苗 ・青果用中心の 推進 ・貯蔵後、順次 出荷 	貯蔵庫 育苗ハウス トラクター (1台) 畝立マルチャ ー (1台) 動力噴霧機 (ブームスプレ イヤーも検討) つる切り機 (1台) 収穫機 (1台) 貯蔵庫 洗浄機 (1台) 選別機 (1台)	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等 の活用によ る経営の自 己分析能力 の向上 ・青色申告の 実施 ・経営の体質 強化のため の自己資本 の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・労災保険 等への加入 ・労働環境 の快適化の ための農作 業環境の改 善 ・農繁期の 臨時雇用の 確保

営農 類型	経営規模(a)	生産方式	資本装備	経営管理の 方 法	農業従事 の態様等
肉用牛 繁殖	繁殖牛 18頭	<ul style="list-style-type: none"> ・牛房群飼 ・分娩間隔12.5 ヶ月 ・供用産次7産 	群飼連動スタ ンション 畜舎 (150㎡) (施設パッドッ ク利用) 堆肥舎 (58㎡)	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等 の活用によ る経営の自 己分析能力 の向上 ・青色申告の 実施 ・経営の体質 強化のため の自己資本 の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・労災保険 等への加入 ・労働環境 の快適化の ための農作 業環境の改 善 ・農繁期の 臨時雇用の 確保

営農類型	経営規模(a)	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
冬春ミニトマト	経営面積 田 10 冬春ミニトマト 10	・黄化葉巻病対策の徹底 ・共同選果施設利用	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保

営農類型	経営規模(a)	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
促成ナス	経営面積 田 12 冬春ナス 12	・共同選果施設利用	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保

営農類型	経営規模(a)	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ	経営面積 田 13 イチゴ 13	・ベンチ育苗 ・パック詰め作業	連棟ハウス トラクター 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施	・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農業環境の改善

			灌水施設 予冷库 育苗施設	・経営の体質 強化のため の自己資本 の充実	・農繁期の 臨時雇用の 確保
--	--	--	---------------------	---------------------------------	----------------------

営農 類型	経営規模(a)	生産方式	資本装備	経営管理の 方 法	農業従事 の態様等
冬春キ ュウリ	経営面積 田 18 冬春キュウ リ 18	・共同選果施設 の利用 ・購入苗の利用 ・雇用労働力の 活用(臨時雇用)	連棟強化型パ イプハウス トラクター (1台) 動力噴霧機 (1台) 灌水施設 内張カーテン 防虫ネット 循環扇	・簿記記帳等 の活用によ る経営の自 己分析能力 の向上 ・青色申告の 実施 ・経営の体質 強化のため の自己資本 の充実	・労災保険 等への加入 ・労働環境 の快適化の ための農作 業環境の改 善 ・農繁期の 臨時雇用の 確保

営農 類型	経営規模(a)	生産方式	資本装備	経営管理の 方 法	農業従事 の態様等
薬用作 物(ミ シマサ イコ)	経営面積 畑 20 ミシマサイ コ 20	・種子の借り受 け ・マルチ張り、 除草 ・農薬散布 ・種子、根の収 穫	トラクター 動力噴霧機 播種機 摘芯機 洗浄機 掘取機	・簿記記帳等 の活用によ る経営の自 己分析能力 の向上 ・青色申告の 実施 ・経営の体質 強化のため の自己資本 の充実	・労災保険 等への加入 ・労働環境 の快適化の ための農作 業環境の改 善 ・農繁期の 臨時雇用の 確保

営農 類型	経営規模(a)	生産方式	資本装備	経営管理の 方 法	農業従事 の態様等
キクラ ゲ(菌)	経営面積 田 3	・菌床の購入 ・菌床の設置	菌床ハウス (2棟)	・簿記記帳等 の活用によ	・労災保険 等への加入

床栽培)	キクラゲ 3	・菌床への散水 ・菌床の収穫	菌床棚 散水施設(スプリンクラー) 空調設備	る経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
------	-----------	-------------------	------------------------------	--------------------------------------------------	---------------------------------------

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

令和11年(2029年)における効率的かつ安定的な農業経営を営むもの(認定農業者及び地域営農組織)に対する農用地の利用集積に関する目標は、農用地の利用に占める面積のシェアで80%とします。

また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が経営する農用地については、面的な集積の割合が高まるよう努めます。

○上記第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
面積のシェア：80% なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業等を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努めます。	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、法人経営体、協業経営体の地域における農用地利用(基幹的農作業(水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。)面積のシェアの目標です。

2 目標年次は令和11年(2029年)とします。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市では、小規模な稲作を主とする兼業農家が多く、一部の農作業については受委託が行われているものの、農地の資産的保有傾向が強いため利用集積が進んでいないことに加え、近年の農産物価格低迷による意欲減退や農業経営の継承が

円滑に行われなかったこと等により、耕作放棄地が増加し問題となっています。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後10年でさらに農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要です。

また、小規模兼業農家が多い地区や山間部では、将来の農地の引き受け手となる担い手がないため、このまま推移すれば農地の荒廃化が進み、地域の環境悪化を招くことから、集落単位で将来に向けた話し合いを行い、地域全体で農地を保全・活用する方法を検討するなど、集落ぐるみの営農活動の構築が必要です。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関・団体との連携等

本市の農地利用のビジョン実現を図るため、市内をいくつかの区域に分け、計画的に集落内の話し合いによる合意形成を促すとともに、農地中間管理事業等を活用して、担い手への農地集積を推進します。

また、地域の実情に応じて、国・県の各種補助金を積極的に活用し、基盤整備事業を含む農地流動化施策を実施します。

このため、関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、市関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、及び市担い手協議会等による連携体制を整備します。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の1の「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組みます。

農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行います。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとします。

ア 平坦部のほ場整備完了地域においては、ほ場区画の大型化による効率的な生産基盤条件の改善を推進し、農地中間管理事業の活用により生産団地化、ブロックローテーションなどの利用権設定等促進事業を重点的に実施することにより、農業生産組織や担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努めます。

イ 平坦部以外の中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化します。このことによって、担い手不足

の下で多発している遊休農地の解消に努めます。

さらに、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行います。

以下、各個別事業ごとに述べます。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く）または農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによります。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実であるなど特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲り受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設

定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(7)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(7)に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとします。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合または農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合または農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第7条に規定する特例事業及び農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、または独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、もしくは農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業または業務の実施に関し定めるところによります。

④ 農地所有適格法人以外の法人等が賃借権または使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとします。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員または株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとします。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとします。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとします。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（または移転）される利用権の存続期間（または残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとします。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利

用権の設定等を受ける者（地方公共団体、及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させます。

- ② ①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進めます。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定期期

- ① 法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定めます（附則第2条によりみなされる場合は不要）。

- ② （5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めます。

- ③ 農用地利用集積計画の定めるところにより設定（または移転）された利用権の存続期間（または残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとします。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（または残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（または残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（または移転）を内容として定めます。

（5）要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者または利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が済んだときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができます。

- ② 本市の全部または一部をその地区の全部または一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができます。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付け地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができます。

- ④ ②、③に定める申出を行う場合において、（4）の③の規定した農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（または移転）されている利用権の存続期間（または残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとします。

（6）農用地利用集積計画の作成

- ① （5）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要

請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めます。

- ② (5)の②、③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとします。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者または利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が済んだときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにします。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとします。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名または名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名または名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項
 - ア 貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件
 - イ その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、毎年、農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借または使用貸借による権利の設定を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための取り決め
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がされないときの損害賠償の取り決め及び担保措置
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取り決め
- ⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ます。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りります。

(9) 公告

農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告します。

(10) 公告の効果

(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(もしくは移転し)、又は所有権が移転するものとします。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければなりません。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方または双方の申出に基づき、その円満な解決に努めます。

(13) 農用地利用集積計画の取り消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができます。

ア その者がその農用地において行う耕作または養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとします。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利

を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取り消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取り消しに係る事項を市の公報に記載すること、その他所定の手段により公告します。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとします。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進します。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落を基本としつつ、土地利用の調整が大字や校区、共同乾燥調整施設、旧市町村単位で行われている場合は、当該単位）とするものとします。

なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来たさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとします。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付け地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとします。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとします。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付け地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項について実行方策を明らかにするものとします。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができます。
- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をします。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への提示により公告します。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用します。

(6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)または当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤促進法施行令(昭和55年政令第219号)第9条に掲げる要件に該当するものに限る。(以下「特定農業団体」という。))を、当該特定農業法人または特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができます。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとします。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をします。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等もしくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の受託が確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなします。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該の農地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該特定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う特定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができます。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとします。

③ 特定農用地規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用規程がその周辺の当該区域内の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとします。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、特定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、支援に努めます。

② 市は、(5)の①に規定する団体または当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及・振興課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、市担い手協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めます。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図ります。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託の斡旋の促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点による適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとします。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組みます。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進します。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろん、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・支援を行うこととします。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備します。

5 新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取り組みを重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組み

ア 受入環境の整備

熊本県新規就農支援センターや県農業普及・振興課、農業協同組合などと連携するとともに、就農相談会の開催や就農希望者に対し、就農へ向けた情報提供を行う。また、農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

イ 中期的な取り組み

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携するとともに、生産者との交流の場を設けるほか、農業体験や農家民泊ができる仕組みを作ること、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取り組み

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

熊本県立農業大学校や県農業普及・振興課、地域連携推進員、農業委員、農地利用最適化推進委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力し、研修や営農指導、就農前後のフォローアップ、巡回指導のほか、年1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行える仕組みを作る。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのため、地域の交流会への参加を促すとともに、出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路確保を支援する。

ウ 経営上の向上に向けた支援

アに掲げる指導に限らず、地域直売ネットワークへの加入の仲介、出荷、交流の促進を行い、経営のノウハウを習得できるよう研修等の機会の提供など、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び農業経営改善計画作成への誘導

人・農地プランとの整合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用し、経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれるものについては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については熊本県新規就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については熊本県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては県農業普及・振興課、農業協同組合、認定農業者、指導農業士等、地域連携推進員、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担することにより、各種取り組みを進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

市は、県下一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動を行うことによって農地中間管理機構が行う事業の実施の促進を図ります。

また、市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報を共有するほか、協力して推進します。

(2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から6まで掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとします。

ア 市は、農業生産基盤整備を促進し、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図ります。

イ 本市が独自に定める「人吉市農業活性化対策事業」を推進することにより農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努めます。

ウ 市は、水田農業経営確立対策への積極的な取り組みによって、水稲作、転作による望ましい経営の育成を図ることとします。

エ 市は、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努めます。

オ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとします。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、県農業普及・振興課、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立します。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進します。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、市担い手協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市はこのような協力の推進に配慮します。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとします。

附則

1 この基本構想は、平成6年12月9日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成8年2月6日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成14年4月1日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成22年6月10日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成26年9月29日から施行する。

附則

1 この基本構想は、令和4年3月9日から施行する。

別紙1（第4の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとします。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙 2 (第 4 の 1 (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (または残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年・6年・10年 (農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間) とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて相当でないと思われる場合にはこの限りでない。</p> <p>なお、特定法人貸付け事業による場合には、第6の3の(1)によるものとする。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間) の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸賃人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸賃人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき人吉市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>

